

別表第1－1（第3条第1項第1号関係）

補助事業名	耐震診断費補助事業	耐震改修設計費補助事業	耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の耐震化のための計画の策定に要する経費	対象となる建築物の耐震化に必要な耐震改修又は建替工事等に要する経費
補助対象限度額 (注1)	面積1,000m ² 以内の部分は3,600円/m ² 以内 面積1,000m ² を超えて2,000m ² 以内の部分は 1,540円/m ² 以内 面積2,000m ² を超える部分は1,030円/m ² 以内 ただし、設計図書の復元、第三者機関(注3)の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は154万円を限度として加算することができる。	耐震改修費補助事業の補助対象限度額に設計料率(注4)を乗じた額	①耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×50,300円 ②免震工法等特殊な工法による耐震改修又は大規模な地震が発生した時にその利用を確保するため、通常の1.25倍以上の耐震性を確保する必要があると市町村が認める建築物に係る耐震改修の場合には、①にかかるわらず、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×82,300円 ③免震工法等特殊な工法による建替工事にあっては、耐震化が必要な建築物の延床面積(平方メートル)×32,000円を限度として①に加算することができる。(ただし、免震工法等特殊な工法及び建替えのために要する経費で知事が必要と認めたものに限る。)
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
補助金の額 (注2)	「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に基づき実施する耐震診断であること。 補助対象限度額の4分の1以内の額とする。 ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点)及び要安全確認計画記載建築物(市町村指定緊急輸送道路等沿道)にあっては補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。	①対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するものであること。 (1) 耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。 (2) 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたものであって、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。 ②要緊急安全確認大規模建築物にあっては、市町村が地域防災計画に避難所等として位置付けている又は位置付けられることが確実なものであること。 ③要安全確認計画記載建築物(防災拠点)にあっては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造(注5)となるものに限る。	③耐震改修又は建替の結果により、地震に対して安全な構造となるもの。ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点)にあっては、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保する構造(注5)となるものに限る。
補助対象限度額 (注1)	補助対象限度額の5分の1以内の額とする。 ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点)及び要安全確認計画記載建築物(市町村指定緊急輸送道路等沿道)にあっては、補助対象限度額の5分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額とする。	補助対象限度額の5分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額とする。 ただし、要緊急安全確認大規模建築物にあっては、6分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額とする。

別表第1－2（第3条第1項第2号関係）

補助事業名	緊急輸送道路等沿道建築物除却事業		
補助対象経費	要安全確認計画記載建築物の耐震診断に要する経費	対象となる建築物の除却の計画策定に要する経費	対象となる建築物の除却に要する経費
補助対象限度額 (注1)	面積1,000m ² 以内の部分は3,600円/m ² 以内 面積1,000m ² を超えて2,000m ² 以内の部分は 1,540円/m ² 以内 面積2,000m ² を超える部分は1,030円/m ² 以内 ただし、設計図書の復元、第三者機関(注3)の評定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は154万円を限度として加算することができる。	対象となる建築物の除却に要する経費の限度額に設計料率(注4)を乗じた額	対象となる建築物の延床面積(平方メートル)×50,300円 ただし、住宅(マンションを除く。)にあっては延床面積(平方メートル)×33,500円 マンションにあっては延床面積(平方メートル)×49,300円
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの		
補助金の額 (注2)	「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)に基づき実施する耐震診断であること。 補助対象限度額の4分の1以内の額とする。 ただし、要安全確認計画記載建築物(防災拠点)及び要安全確認計画記載建築物(市町村指定緊急輸送道路等沿道)にあっては、補助対象限度額の4分の1以内の額かつ当該市町村の負担する額とする。	対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するもの。 (1) 要安全確認計画記載建築物(防災拠点を除く。)であること。 (2) 市町村長が緊急輸送道路の通行の確保のため必要と認め、所有者から当該市町村へ寄付をされた建築物であること。 (3) 当該建築物に対して当該市町村の所有権以外の権利が附されていないもの、及び当該敷地に対して当該市町村の所有権又は借地権以外の権利が附されていないもの。	対象となる建築物は次に掲げる要件に該当するもの。 (1) 耐震診断の結果「倒壊の危険性がある」と判断されたものであること。 (2) 地震に対して安全な構造とする旨の特定行政による勧告又は耐震改修促進法に基づく指導を受けたものであって、建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものであること。

(注1) 補助対象経費が補助対象限度額を下回るときは、当該補助対象経費を上限とする。
 (注2) 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
 (注3) 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録した耐震判定委員会又は知事が認める機関とする。
 (注4) 設計料率は、表1に定める基本設計料率と建築設計料率との合計とし、延床面積が同表の区分間の値である場合は、表2に定める算定式により算出した率(小数点3位以下の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。)とする。
 (注5) 別表第3要安全確認計画記載建築物(防災拠点)耐震改修計画基準に基づく構造等とする。

表1 設計料率表

基本設計料率表

耐震改修費補助事業の補助対象限度額 (単位：百万円)	100	500	1,000	2,000	3,000	5,000	10,000	25,000
基本設計料率 (各棟別) (単位%)	2.81	1.93	1.64	1.39	1.27	1.12	0.96	0.77

建築設計料率表

耐震改修費補助事業の補助対象限度額 (単位：百万円)	100	500	1,000	2,000	3,000	5,000	10,000	25,000
建築設計料率 (各棟別) (単位%)	11.11	7.34	6.16	4.66	4.11	3.44	2.74	

表2 算定式
基本設計料率

耐震改修費補助事業の補助対象限度額 (単位：百万円)	算定式	耐震改修費補助事業の補助対象限度額 (単位：百万円)	算定式
X ₁ ≤100	2.81	X ₂ ≤100	11.11
100<X ₁ ≤500	Y ₁ =2.81-0.88*(X ₁ -100)/400	100<X ₂ ≤500	Y ₂ =11.11-3.77*(X ₂ -100)/400
500<X ₁ ≤1,000	Y ₁ =1.93-0.29*(X ₁ -500)/500	500<X ₂ ≤1,000	Y ₂ =7.34-1.18*(X ₂ -500)/500
1,000<X ₁ ≤2,000	Y ₁ =1.64-0.25*(X ₁ -1,000)/1,000	1,000<X ₂ ≤2,000	Y ₂ =6.16-0.98*(X ₂ -1,000)/1,000
2,000<X ₁ ≤3,000	Y ₁ =1.39-0.12*(X ₁ -2,000)/1,000	2,000<X ₂ ≤3,000	Y ₂ =5.18-0.52*(X ₂ -2,000)/1,000
3,000<X ₁ ≤5,000	Y ₁ =1.27-0.15*(X ₁ -3,000)/2,000	3,000<X ₂ ≤5,000	Y ₂ =4.66-0.55*(X ₂ -3,000)/2,000
5,000<X ₁ ≤10,000	Y ₁ =1.12-0.16*(X ₁ -5,000)/5,000	5,000<X ₂ ≤10,000	Y ₂ =4.11-0.67*(X ₂ -5,000)/5,000
10,000<X ₁ ≤25,000	Y ₁ =0.96-0.19*(X ₁ -10,000)/15,000	10,000<X ₂ ≤25,000	Y ₂ =3.44-0.70*(X ₂ -10,000)/15,000
25,000<X ₁	0.77	25,000<X ₂	2.74

X₁, X₂：耐震改修費補助事業の補助対象限度額 Y₁：基本設計料率 Y₂：建築設計料率

別表第2（第5条、第6条、第8条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3（第2条、第3条関係）

要安全確認計画記載建築物(防災拠点)耐震改修計画基準

要安全確認記載建築物（防災拠点）は、下記の要件を満たす耐震改修計画に基づき地震に対して安全な構造等となるものとする。

項目	内容		選択	
防災拠点としての地震の揺れに対する安全性を確保するための構造等	いずれかの構造とするものであること	免震工法等特殊な工法 建築基準法において必要とされる耐震性能を1.0とした場合、1.25以上となる高い耐震性能を有する構造		
防災拠点としての機能を確保するための設備等	いずれかの機能又は設備等を1以上備えたものであること	被災者等の受け入れスペースの整備		
		備蓄倉庫の整備		
		発電設備又は蓄電池設備		
		貯水槽・防災井戸等の設備		
		非常用照明設備・通信設備		
防災拠点として活動するための災害協定等	いずれかを備えたものであること	災害協定を締結しているか、締結することが確実であること。 B C P（事業継続計画）を策定しているか、策定することが確実であること。		